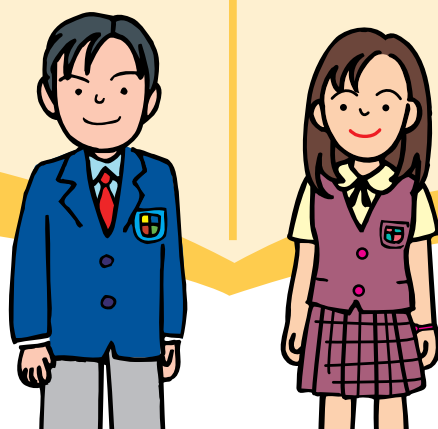




# 高等学校における 特別支援教育



**一人一人の生徒が自信をもって学ぶために**

学校教育法の一部改正により、  
高等学校においても、学習障害（LD）、  
注意欠陥多動性障害（ADHD）、高機能自閉症等の発達障害を含む  
障害のある生徒に対して適切な教育を行うことが規定されました。

本資料は、高等学校において  
特別支援教育に関する研修を実施する際に  
活用していただけるよう、作成したものです。

北海道教育委員会  
平成21年3月

# 発達障害について知りたい



## 学習上、生活上の困難を示す

学校教育法の一部改正により、高等学校においても学習障害（LD）、注意欠陥多動性障害（ADHD）等の発達障害を含む障害のある生徒に対して適切な教育を行うことが規定されました。

高等学校においては、発達障害のある生徒が在籍している可能性があるため、このような障害について、よく理解しておくことが重要です。

### 発達障害とは

下記のような障害を総称して「発達障害」と呼んでいます。発達障害のある生徒は、障害による学習上、生活上の困難を抱えていますが、優れた能力を発揮する場合もあります。できる限り早期から適切な指導や支援を受けることによって状態が改善することも期待できます。

#### 高機能自閉症

高機能自閉症とは、3歳くらいまでに現れ、

①他人との社会的関係の形成の困難

②言葉の発達の遅れ

③興味や関心が狭く特定のものにこだわる

ことを特徴とする行動の障害である自閉症のうち、知的発達の遅れを伴わないものをいいます。

また、中枢神経系に何らかの要因による機能不全があると推定されます。（アスペルガー症候群とは、知的発達の遅れを伴わず、自閉症の特徴のうち、言葉の遅れを伴わないものをいいます。）

- 言葉の発達の遅れ
- コミュニケーションの障害
- 対人関係・社会性の障害
- パターン化した行動やこだわり

知的な遅れを伴うこともあります

#### 自閉症

#### 広汎性発達障害

#### アスペルガー症候群

- 基本的に、言葉の発達の遅れはない
- コミュニケーションの障害
- 対人関係・社会性の障害
- パターン化した行動、興味・関心のかたより
- 不器用（言語発達に比べて）

#### 注意欠陥多動性障害（ADHD）

ADHDとは、年齢あるいは発達に不釣り合いな注意力、衝動性、多動性を特徴とする行動の障害で、社会的な活動や学業の機能に支障をきたすものです。

7歳以前に現れ、その状態が継続し、中枢神経系に何らかの要因による機能不全があると推定されています。

#### それぞれの障害の特性

#### 注意欠陥多動性障害（ADHD）

#### 学習障害（LD）

学習障害とは、基本的には全般的な知的発達に遅れはないが、聞く、話す、読む、書く、計算する又は推論する能力のうち特定のものの習得と使用に著しい困難を示す様々な状態を指すものです。学習障害は、その要因として、中枢神経系に何らかの機能障害があると推定されますが、視覚障害、聴覚障害、知的障害、情緒障害などの障害や、環境的な要因が直接の原因となるものではありません。

#### 学習障害（LD）

Check!

#### より理解を深めるために —校内研修のすすめ—

特別支援教育を推進するためには、「本校には特別支援教育の対象になる生徒は在籍していない。」という先入観をもたず、発達障害の特性等を正しく理解して、特別な支援を要する生徒の存在に気付くことができるようにすることが大切です。また、全職員で研修し、生徒の教育的ニーズに応じた適切な指導や必要な支援が、担任だけでなく全校的な協力体制で展開されるようにすることが大切です。

# 気になる生徒を理解したい



## 的確に理解するために

生徒一人一人に対して、適切な教育的支援を行うためには、生徒が発しているつまずきや困難などのサインに、学級担任や教科担当など身近な教職員が気付くことが重要です。そして、生徒の学習上、生活上の困難を理解して支援につなげることが大切です。

### 実態把握のために

このような気付きから、次に「いつ」「どこで」「どのような時」「どんな問題が起きているか」などを観察して、問題となっているつまずきの状況などを正確に把握し、原因の理解に努めることが大切です。生徒のつまずきや困難な状況に気付いたら、その原因の理解やそれに対する指導方針などについて学年会や校内委員会等で検討し、チームで理解を深めます。この場合、指導記録やチェックリスト（注1）などの活用が効果的です。

（注1）チェックリストは生徒の理解を深め、指導に生かすためのものです。障害を判断するためのものではありません。

## チェックリストの例<下記「関連情報」ガイドブックより>

| 学年組 | 生徒名                                  | 記入者 | ない<br>(0点) | まれにある<br>(1点) | 時々ある<br>(2点) | よくある<br>(3点) |
|-----|--------------------------------------|-----|------------|---------------|--------------|--------------|
| 領域  | 項 目                                  |     |            |               |              |              |
| 聞く  | ・聞き間違いがある（「知った」を「行った」と聞き間違える）。       |     |            |               |              |              |
|     | ・聞きもらしがある。                           |     |            |               |              |              |
|     | ・個別に言われると聞き取れるが集団場面では難しい。            |     |            |               |              |              |
|     | ・指示の理解は難しい。                          |     |            |               |              |              |
|     | ・話し合いが難しい。（話し合いの流れが理解できずついていけない。）    |     |            |               |              |              |
| 話す  | ・適切な速さで話すことが難しい。（たどたどしく話す。とても早口である。） |     |            |               |              |              |
|     | ・ことばにつまったりする。                        |     |            |               |              |              |
|     | ・単語を羅列したり、短い文で不十分な内容の話をする。           |     |            |               |              |              |
|     | ・思いつくままに話すなど道筋の通った話をするのが難しい。         |     |            |               |              |              |
|     | ・内容を分かりやすく伝えることが難しい。                 |     |            |               |              |              |
| 読む  | ・初めて出た語や、普段あまり使わない語などを読み間違える。        |     |            |               |              |              |
|     | ・文中の語句や行を抜かしたり、又は繰り返し読みだす。           |     |            |               |              |              |

このチェックリストでは、

- 学習面「聞く、話す、読む、書く、計算する、推論する」
  - 行動面「不注意、多動性・衝動性」
  - 対人関係
- 等の3つの側面から困難があるかどうかを把握できます。

校内での生徒の実態把握のほかに、専門機関と連携して心理検査（注2）を実施することにより、障害の特性や発達の状態などを詳細に把握し、指導内容や方法を検討する上で効果的な情報を得ることができます。



注2）心理検査を実施する際には、検査の目的、用途などを本人や保護者に十分説明し、了解を得ることが大切です。また、心理検査は、あくまでも限られた場や条件で生徒の状況を捉えるものです。一つの検査だけで生徒の状況を把握するのではなく、複数組み合わせたり、行動観察も重視したりすることが重要です。

Check!

### 関連情報

- ★「本道の小・中学校等におけるLD・ADHD・高機能自閉症等を含む障害のある幼児児童生徒の教育支援体制整備のためのガイドブック」平成18年7月 北海道教育委員会  
[http://www.dokyo.pref.hokkaido.lg.jp/hk/tkk/guide\\_book](http://www.dokyo.pref.hokkaido.lg.jp/hk/tkk/guide_book)
- ★「高等学校教育課程編成・実施の手引」平成19年・平成20年 北海道教育庁学校教育局 高校教育課 等

# 校内の協力体制をつくりたい



## 力をあわせて支援するために

障害のある生徒の指導や支援にあたっては、全校の協力体制の下、発達障害を含む障害のある生徒の実態把握や支援方策の検討等を行うことが大切です。

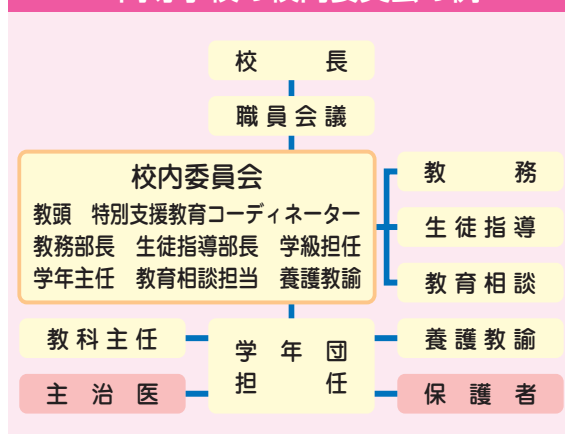
このような協力体制をつくるためには、学校に設置されている「校内委員会」を活用することが効果的です。定期的に開催したり、必要に応じて開催できるような体制を作りましょう。

組織で  
取り組む  
ために

**校内委員会**とは、特別な支援を必要とする生徒の実態を把握し、教職員の共通理解を図りながら、一人一人の生徒に必要な支援方策を検討する校内組織のことです。学校の規模や職員構成等に応じて設置します。「特別支援教育委員会」「子どもサポート委員会」「校内学びの支援委員会」「生徒支援委員会」「教育相談委員会」「SNE（Special Needs Educationの略）委員会」などの名称で呼んでいる学校もあります。

|             |                                                          |
|-------------|----------------------------------------------------------|
| 校内委員会の設置    | (メンバーの例) 校長、教頭、特別支援教育コーディネーター、教務主任、学級担任、教育相談部長、養護教諭などで組織 |
| 校内の理解啓発     | 発達障害等の理解の研修の運営、関係機関等との連携の助言等                             |
| 生徒の実態把握     | 学習面や生活面での実態を把握                                           |
| 指導・支援の方策の検討 | 生徒の実態に応じた指導の手だてや配慮事項及び指導体制の工夫などを検討するとともに関係機関等との連携内容を検討   |

### 高等学校の校内委員会の例



## 特別支援教育コーディネーター

とは、校内委員会の運営、担任などへの助言など、教職員の特別支援教育に関する理解や協力の促進を図ったり、関係機関との連携を図ったりする役割を担います。主な業務としては、次のようなものがあります。

|                  |                                                        |
|------------------|--------------------------------------------------------|
| 校内委員会の運営         | ・ 校内委員会の活動推進、校内研修の準備・企画・運営<br>・ 特別な支援を必要とする生徒に関する情報の収集 |
| 生徒の実態把握や支援に関する助言 | ・ 担任等が支援策を検討・実施する際の助言                                  |
| 保護者・生徒への対応       | ・ 保護者や生徒に対する相談の窓口                                      |
| 校内及び関係機関等との連絡調整  | ・ 専門機関、関係機関の情報収集と連絡調整<br>・ 特別支援学校、巡回相談員、専門家チームなどとの連携   |

Check!

### 関連情報

- ★「本道の小・中学校等におけるLD・ADHD・高機能自閉症等を含む障害のある幼児児童生徒の教育支援体制整備のためのガイドブック」平成18年7月 北海道教育委員会  
[http://www.dokyo.pref.hokkaido.lg.jp/hk/tkk/guide\\_book](http://www.dokyo.pref.hokkaido.lg.jp/hk/tkk/guide_book)
- ★「研究紀要」平成21年 北海道立特別支援教育センター  
<http://www.tokucen.hokkaido-c.ed.jp/O6siryou/>



# 個別の指導計画を作りたい



## 指導の目標等を明確にするために

個別の指導計画は、障害のある生徒一人一人の指導に当たっての方針や具体的な指導の目標、指導内容、方法等を示すものです。生徒の実態を把握したら、関係者が協力して個別の指導計画を作成し、授業などにおいて計画に基づき具体的な教育的支援を行うことが大切です。

### 個別の指導計画の内容

個別の指導計画の書式として決まったものではありませんが、基本的な内容として、  
 ●生徒の実態（学習や生活等のよさや課題） ●長期目標と短期目標  
 ●目標達成のための指導内容や方法 ●評価  
 などの項目が考えられます。

### 個別の指導計画（例）

|                                                                                                                       |                                                                                                                                                                                                                    |           |      |
|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------|------|
| 平成〇〇年度                                                                                                                | 2年6組3番                                                                                                                                                                                                             | 氏 名 〇〇 〇〇 | 性別 男 |
| 学習・生活等の様子や課題（困難を感じていること）                                                                                              |                                                                                                                                                                                                                    |           |      |
| ・板書をノートに写すのに時間がかかり、教科によっては授業時間内に写しきれない。<br>・規則やルール、取組方にこだわりすぎて、動揺したり、学習や活動への取組が遅れたりする。<br>・その場の雰囲気や相手の感情、立場を踏まえないで話す。 |                                                                                                                                                                                                                    |           |      |
| 本人の願い                                                                                                                 | 友達をつくりたいと思っている。                                                                                                                                                                                                    |           |      |
| 保護者の願い                                                                                                                | 落ち着いて周りの友達と関わられるようになってほしい。                                                                                                                                                                                         |           |      |
| 目 長期目標                                                                                                                | 周囲の生徒と関わることができる自信をつけ、適切な進路を選択できる。                                                                                                                                                                                  |           |      |
| 標 短期目標                                                                                                                | 自分の苦手なことを理解しカバーする方法を身に付ける。                                                                                                                                                                                         |           |      |
| 指導・支援の方針                                                                                                              | ・具体的で分かりやすい指示を出すようにする。<br>・机間指導の際は、適宜言葉かけをする。<br>・苦手なことに対してカバーする方法を具体的に助言する。<br>・うまくできる状況づくりに努め、できたときはしっかりとほめて自信をもてるようにする。<br>・話を最後まで聞くことができるよう注意を促す。<br>・他の生徒とトラブルを起こしたときは、周囲の状況や相手の気持ちを考えることができるよう相談室等で個別に指導を行う。 |           |      |

- ① 個々の生徒について障害の状態、発達や経験の程度、興味・関心などの実態を的確に把握する。
- ② 実態把握したことに基づき、長期的及び短期的な観点から指導の目標を設定する。（できるだけ具体的な目標とする。）
- ③ 指導の目標を達成するために必要となる指導の方針や指導内容、方法等を設定する。
- ④ 一定期間ごとに評価を実施する。

学習上、生活上の困難からとらえられる課題

学習上、生活上におけるよさ

目標や指導内容の焦点化

各教科等の個別の指導計画

| 短期目標<br>自分の苦手なことを理解し、自分でカバーできるようにする。 |                                |                               |                                   |                             |
|--------------------------------------|--------------------------------|-------------------------------|-----------------------------------|-----------------------------|
| 教科                                   | 指導の目標                          | 指導内容                          | 具体的な手だて                           | 結果と評価                       |
| 国語                                   | ・漢字に気を付けて、ゆっくり大きな声で音読することができる。 | ・教科書を音読する。<br>・自分の音読の状況を評価する。 | ・事前に漢字にルビをふるように指示する。<br>・ルビを確認する。 | ・ゆっくりではあるが、声を大きく出すようになってきた。 |

- ① 生徒の学習上、生活上の実態把握等から得られた情報から当面の目標をリストアップする。
- ② リストアップされた目標を次のような観点から検討し、優先順位で焦点化する。  
 ■将来を見通して今何が最も必要か  
 ■今指導することが適切か  
 ■一定期間で目標達成が可能か
- ③ 目標は具体的な表現となるように工夫する。（評価できる目標に）  
 ■肯定的で具体的な表現に  
 ■内容、場面を絞って  
 ■よさを生かす観点で

Check!

### 関連情報

★「本道の小・中学校等におけるLD・ADHD・高機能自閉症等を含む障害のある幼児児童生徒の教育支援体制整備のためのガイドブック」平成18年7月 北海道教育委員会

[http://www.dokuyoi.pref.hokkaido.lg.jp/hk/tkk/guide\\_book](http://www.dokuyoi.pref.hokkaido.lg.jp/hk/tkk/guide_book)

★ 道立特別支援教育センターの関係資料

☐「個別の指導計画A to Z」 ☐「個別の指導計画の作成と活用」 ☐「研究紀要」

<http://www.tokucen.hokkaido-c.ed.jp/O6siryou/>

※ 個別の指導計画の考え方や作成など、基本的なことについて整理した資料や事例を提供しています。

# 個別の教育支援計画を作りたい



みんなで連携して支えるために

個別の教育支援計画は、発達障害を含む障害のある生徒一人一人の教育的ニーズを的確に把握して、長期的な視点に立って一貫した教育的支援を行うため、保護者、教育、医療、保健、福祉、労働等の関係機関と連携を図りながら作成するものです。

関係機関が  
連携して  
作成

個別の教育支援計画には、一人一人の生徒の実態やこれまでの生育歴、教育歴などをはじめ、生活マップなどを整理し、生徒の実態に即した支援の目標と関係機関の役割分担などを明確にします。作成に当たっては、保護者と十分連携するとともに、関係機関と連携した会議（支援会議）を開催するなどして、支援が学校だけではなく、様々な場において適切に行われるようにすることが大切です。様式等は関連情報を参考にして下さい。

## 個別の教育支援計画の作成過程の例

実  
態  
把  
握

### 作成にかかわった機関等



### 各機関等の役割

- 校内委員会  
担任を中心として実態把握等に基づく支援の目標等を検討
- 保護者  
学校と連携して支援の目標等を検討
- 特別支援学校  
目標設定や支援の方策などについて助言
- 医療機関  
生徒の医療的な配慮事項とその対応を情報提供
- 発達障害者支援センター  
障害特性を踏まえた支援方策を検討

支  
援  
の  
実  
施

支  
援  
の  
評  
価  
（  
支  
援  
会  
議  
）

引  
継  
ぎ

Check!

### 関連情報

□「個別の教育支援計画モデル」

<http://www.dokyoi.pref.hokkaido.lg.jp/hk/tkk/kobetsunokyoiukusienkeikaku>

□「個別の教育支援計画FAQ」

<http://www.dokyoi.pref.hokkaido.lg.jp/hk/tkk/kobetsunokyoiukushienkeikakuFAQ>

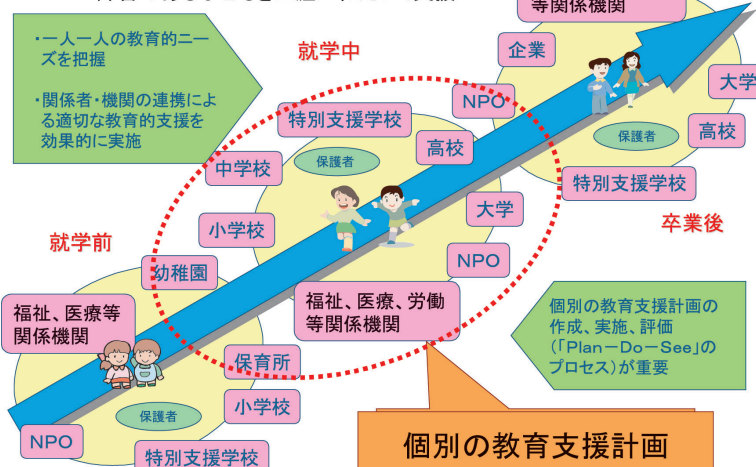
□「みんなで力を合わせる～一人一人の子どもによりよい指導や支援のために～」

<http://www.dokyoi.pref.hokkaido.lg.jp/hk/tkk/index>

北海道教育委員会 など

### 個別の支援計画

一障害のある子どもを生涯にわたって支援一



# 具体的な指導方法を知りたい



## きめ細かな指導や支援のために

具体的な指導や支援を進めるに当たっては、生徒のよさと課題の両面をとらえ、よさを伸ばし課題達成のための意欲を高めることを重視した指導を行うことが大切です。

そのためには、生徒のよさを積極的に認めることや生徒が活躍できる場面を具体的に設定することなどが必要です。

### よさを生かす

障害のある生徒は、学習上、生活上の困難を抱えていることから、学習に上手に取り組むことができません。自己評価が低く自信をなくしている例が多くみられます。生徒に自信をもたせ、学習意欲を高める指導内容、方法の工夫が大切です。

- ☐ 生徒の興味・関心の高い事や発達の比較的進んでいる面など得意な面を生かした指導内容、方法の工夫や場面設定を大切にすること。
- ☐ 生徒の学習面、生活面の困難について、原因とともに、障害の特性等を的確に把握し、個別の指導計画等に基づき指導及び支援を行うこと。
- ☐ 校内体制を機能させ、学校全体としての支援の取組を進めるとともに、専門家や特別支援学校のノウハウを参考とした指導方法を工夫すること。

## 学習指導の工夫の例

|                   |                                                                           |
|-------------------|---------------------------------------------------------------------------|
| 視覚的情報を活用する        | 絵やイラスト、カード等を有効に活用した情報提示を工夫する。板書では色チョークの活用やレイアウトを工夫した分かりやすい提示方法を工夫する。      |
| 単純な指示や具体的な指示を心がける | 一度に一つの指示を出し、達成できた後に次の指示を出す。指示内容はポイントを絞る。学習の見通しをもたせるために、事前に学習内容を順序よく伝えておく。 |
| 単純な教材を活用する        | 学習レベルに応じた内容や文字、レイアウトを工夫した教材提示など生徒の状況に応じて選択できるようにする。                       |
| ほめて自信につなげる        | できたことをしっかりと評価・賞賛して自信をもたせる。                                                |

- 発達障害のある生徒が学級に在籍している場合、周囲の生徒への理解を図り、学級全体で一人一人の違いや互いのよさを認め合い、励まし合いながら成長するよう、学級経営を工夫することが大切です。
- 特に、クラスの生徒に対して、学習障害等の発達障害についての話題を取り扱う時には、当該生徒の自己理解の状況や生徒の発達段階に応じて適切な配慮が必要となります。

### Check!

#### 関連情報 — 一人一人に応じた指導及び支援を考えるために —

★「本道の小・中学校等におけるLD・ADHD・高機能自閉症等を含む障害のある幼児児童生徒の教育支援体制整備のためのガイドブック」平成18年7月 北海道教育委員会

[http://www.dokyoj.pref.hokkaido.lg.jp/hk/tkk/guide\\_book](http://www.dokyoj.pref.hokkaido.lg.jp/hk/tkk/guide_book)

★「特別支援教育ほっかいどう」 各号 北海道立特別支援教育センター

<http://www.tokucen.hokkaido-c.ed.jp/O6siryou/>

★「研究紀要」 北海道立特別支援教育センター \*上記webページでご覧いただけます。

★「Pearls of Wisdom」 平成16年 北海道立特別支援教育センター \*上記webページでご覧いただけます。



# 保護者や関係機関と連携したい



## 指導や支援を充実させるために

教育的支援を効果的に行うためには、保護者はもとより、生徒にかかわる関係機関等と連携協力することが大切です。また、生徒理解や具体的な支援に当たって、特別支援学校や巡回相談員から助言・援助を受けることにより、各学校の取組がより充実します。

### 情報を共有する

保護者と学校が情報を共有しながら、生徒に対する支援の在り方を考え、学校と家庭の役割を明確にすることが大切です。

また、保護者の障害理解が十分でない場合や生徒の自己理解が十分でない場合は、慎重な対応が必要となります。この場合、保護者の気持ちを受け止め、生徒の学習活動の様子やよさなどの話題を提供しながら、学習面、生活面での困難なども伝え、十分話し合い、徐々に理解を促進することが大切です。また、生徒に対しては、自尊心を大切にしたい対応を心がけることが大切です。

### 特別支援学校と連携する

特別支援学校は、地域の特別支援教育のセンター的な機能の一つとして、小・中学校や高等学校等からの要請を受けて、生徒の学習指導の進め方や個別の指導計画の作成などについて助言・援助を行い、学校を支援する取組を進めています。また、障害のある生徒の教育相談なども行っており、日常的に連携する関係を築くことで学校としての専門性を高め、生徒の支援の充実に役立てることができます。

まずは、最寄りの特別支援学校に連絡してください。

### 巡回相談を活用する

各教育局では、巡回相談員が委嘱され、小・中学校や高等学校等を巡回して、発達障害等のある生徒に対する指導について助言するなどの取組が進められています。障害の理解や適切な指導及び必要な支援を行う上で、巡回相談を効果的に活用することが大切です。

巡回相談を活用する際には、相談内容を明確にして、対象となる生徒の状況をできるだけ細かく伝えることによって、より適切な助言を受けることが可能となります。

### 地域の関係機関に相談する

個別の教育支援計画を作成したり、生徒の具体的な指導や支援を行ったりする際には、関係機関の専門的な意見や助言を得たり、支援会議で一緒に協議したりすることが大切です。

そのためには、地域の医療、福祉、労働等の関係機関について十分に把握し、必要に応じて連携できる体制を整えておく必要があります。場合によっては保護者を通して関係機関と連携を図る方法もあります。

### 北海道立特別支援教育センターを活用する

北海道立特別支援教育センターでは、特別支援教育の推進や充実を図る学校の取組を支援しています。

具体的な支援内容として、研修講座の開催、研究成果の普及啓発、関連情報の広報、関係者に対する相談などを実施しています。詳しくは、北海道立特別支援教育センターのWebページや研修講座一覧をご覧ください。

<http://www.tokucen.hokkaido-c.ed.jp/>

- 学校が関係機関等と連携する中で取り扱う生徒の個人情報は慎重に取り扱う必要があります。
- 心理検査などについては、本人・保護者が検査の目的や活用方法について十分に理解し了承した上で実施することが大切です。また、検査結果については、指導に生かす観点をもって効果的に活用しましょう。

Check!

#### 関連情報

—身近な地域の関係機関等を把握するために—

★北海道教育委員会「障害のある幼児児童生徒にかかわる関係機関リスト」平成19年3月

[http://www.dokyoj.pref.hokkaido.lg.jp/hk/tkk/rist\\_top.htm](http://www.dokyoj.pref.hokkaido.lg.jp/hk/tkk/rist_top.htm)

できる！高等学校における特別支援教育

平成21年3月 北海道教育庁学校教育局 特別支援教育課・高校教育課